

八幡平市商工会報

第86号(令和4年1月号)

発行年月日 令和4年1月28日
編集・発行 八幡平市商工会
発行責任者 会長 高橋富一
〒028-7111
八幡平市大更 35-63-85
電話 0195-76-2040
FAX 0195-76-2145

新年のごあいさつ

八幡平市商工会 会長 高橋富一



あけましておめでとうございます。皆様には、すこやかに新年をお迎えることとお慶びを申し上げます。

昨年中は、当商工会の事業活動に当たりまして、会員の皆様、八幡平市、岩手県商工会連合会をはじめ関係各位から格別のご指導、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地域経済は、コロナ禍の長期化による観光需要の低迷や、外出・会合の自粛などの影響により、深刻な状況が続いております。

このような先行きが見えない中、新しい年を迎えましたが、当商工会といたしましては、「会員企業の繁栄・発展を支援し、会員から必要とされる組織」、「地域・行政から必要とされる組織」という二つの使命を果たすため、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大で甚大な影響を受けている事業者への資金繰り支援や感染症対策の各種支援制度に対する相談指導や申請支援を強化するとともに、商店街活性化事業やプレミアム商品券など広く事業を展開し、地域の産業・経済が再び元気になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、小規模企業振興基本法等の法整備により、小規模事業者持続化補助金をはじめとした使いやすい施策が整備されましたので、自社の経営力向上のために、多くの会員企業が積極的に取り組んでいただきますようお願いするとともに、商工会としても経営計画作成から補助金の申請までの支援や事業承継に関しても伴走型の支援を強化していく所存であります。

八幡平市商工会は、地域の商工業者で組織する経済団体としての存在意義を発揮し、地域経済の牽引者としての使命を果たすべく、引き続き、県や市、県商工会連合会との連携を更に強め、各事業の適時適切な展開を図り、地域商工業の発展と会員企業の経営支援に努めるとともに、地域に密着した事業活動を推進し、会員企業はもとより、地域から必要とされる商工会を目指し、更に努力してまいります。

どうか、会員の皆様には、商工会を大いに利用され、事業経営にお役立てくださるとともに、商工会の活性化のためにも、ご忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いに存じます。

結びに、会員皆様のみまますのご健勝とご繁栄、そして、今年がよい年となりますようご祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

《商工会への寄付者のご紹介》

1月7日に、株式会社ナックス様（会員）から創立50周年記念事業として、地域商工業の活性化に役立ててほしいと寄付金をいただきました。商工会では賑わいづくりに使用するテントの購入に充てたいと考えております。ありがとうございました。



(株)ナックス岩手 SA 下り高橋支配人と高橋会長

永年勤続優良従業員表彰・新年交賀会を開催

1月7日、八幡平ハイツにおいて永年勤続優良従業員表彰式、新年交賀会・表彰祝賀会を開催しました。

永年勤続優良従業員表彰式では、佐々木市長、工藤県議会議員、工藤市議会議員、金融機関支店長を来賓に迎え、優良従業員50人(12事業所)に勤続年数ごとに全国商工会連合会会長、岩手県商工会連合会会長、八幡平市商工会会長の表彰が行われ、永年の功績を称えました。

続いて、新年交賀会・表彰祝賀会には、佐々木市長はじめとする来賓、従業員表彰被表彰者、商工会員約100人が出席。高橋会長あいさつの後、佐々木市長、土井尻盛岡広域振興局産業振興室長、工藤県議会議員が来賓あいさつを述べました。

今回も、国内の新型コロナウイルス感染拡大が収まらないため、新春講演会を中止し、祝宴の時間短縮など感染防止対策を徹底しての開催となりました。



受賞者記念写真



鏡開きの様子

【永年勤続優良従業員表彰を受けられた方々】(敬称略)

◎全国商工会連合会会長表彰(勤続年数30年以上)

千葉ミエ(アイ美容室) 工藤多鶴子 田村公明 伊藤多一 工藤 勝 松村一広
武田光博(以上(株)遠忠)

◎岩手県商工会連合会会長表彰(勤続年数20年以上)

佐々木稔 小野寺保 関 春男 工藤拓哉 小原 淳(以上(株)遠忠)

◎八幡平市商工会会長表彰(勤続年数5年から15年以上)

【勤続年数15年以上】 工藤千春 高橋麻美 福田菜央(以上(株)岩手エッグデリカ)

岩崎英幸 三浦朋征(株)ナックス 遠藤まどか 小原美恵子(以上八幡平市産業振興(株)羽澤孝男(荒沢運送(有)) 工藤亜祐美(有)ファーストコートサービス) 工藤あつ子
工藤祝子 伊藤勝枝 渡辺禎子(以上岩手農協チキンフーズ(株)八幡平工場)

【勤続年数10年以上】 本堂真紀 羽澤貴紀 伊藤 久(以上(株)岩手エッグデリカ)

杉澤圭太 吉田なみ子 佐々木伸野 高橋洋子(以上(株)サラダファーム) 三浦嵩矢
山本ミツエ(以上(有)タカ・コーポレーションいこいの村岩手) 柴泉勇蔵(有)高橋電器)
工藤勇路 渡辺 巧 北田淳一 帷子一法 山本正喜 国枝桂太 櫻井勉 畠山忠志
田中義美 三浦 翼 佐藤安宏(以上(株)遠忠)

【勤続年数5年以上】 滝川邦一(荒沢運送(有)) 工藤祐美(株)麴屋もとみや) 立柳陣

佐々木毅(以上(有)高橋電器)



女性部 私たちにもできる！SDGsセミナー開催

去る12月16日（木）、八幡平市商工会館においてSDGsセミナーを開催しました。

企業や行政、教育機関でSDGs研修の講師を務めている株式会社赤澤号の赤澤徳俊さんを講師に迎え、テレビやネットで話題になっているSDGsについて、岩手県内企業の取組事例を交えながら、学ぶことができました。

昔からやってきたことや女性部事業の中にSDGsの取組があることがわかり、SDGsの視点を取り入れ、地域や会社を元気にする取り組みを行っていききたいと思います。



セミナーの様子

税理士による消費税・決算個別相談日のお知らせ

下記の日程で消費税・決算の個別相談会を開催いたします。新型コロナウイルス感染症対策のため、相談は事前予約制とし、相談時間は30分以内となります。

（時間は、10時～12時、13時～14時です。）

- ※1 来館時の検温、マスク着用・手指消毒に御協力願います。
- ※2 発熱や咳など体調がすぐれない方は相談をご遠慮ください。

西根・松尾地区（予約先：商工会本所 76-2040）

期 日	場 所	税 理 士
令和4年2月16日（水）	八幡平市商工会本所	高橋 登 税理士
令和4年2月22日（火）	八幡平市商工会本所	伊藤 保己 税理士
令和4年3月 1日（火）	八幡平市商工会本所	高橋 登 税理士
令和4年3月 7日（月）	八幡平市商工会本所	伊藤 保己 税理士
令和4年3月11日（金）	八幡平市商工会本所	工藤 重信 税理士

安代地区（予約先：商工会安代支所 63-1001）

期 日	場 所	税 理 士
令和4年2月25日（金）	田山コミュニティセンター	伊藤 保己 税理士
令和4年3月 2日（水）	八幡平市商工会安代支所	伊藤 保己 税理士

確定申告会場アイーナへの来場を検討されている方へ

【盛岡税務署の申告書作成会場】 入場には整理券が必要です。

会 場 アイーナ7階（盛岡市盛岡駅前西通1-7-1）

開設期間 令和4年2月16日（水）から3月15日（火）まで

※但し、2月20日（日）及び2月27日（日）は開設します。

開設時間 午前9時から午後4時

入場整理券 1 申告書作成会場で当日配付

2 LINEアプリを使用して事前発行（LINE IDは「@kokuzei」）

電子帳簿保存法の猶予措置について

令和3年度税制改正で、従前認められていた、電子取引の取引情報に係る電子データを出力することにより作成した書面等の保存をもって、その電子データの保存に代えることができる措置（電子データの出力書面等による保存措置）が廃止されましたが、令和4年税制改正においては、その電子データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続きその出力書面等による保存を可能とするための措置が講じられています。

令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データを書面に出力して保存し、税務調査等の際に提示又は提出ができるようにしておいていただければ差支えありません。

なお、令和6年1月1日以降に行う電子取引の取引情報については要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

各種施策に関する申請受付期限のお知らせ

補助金/事業名	申請受付期限
小規模事業者持続化補助金（一般型）	第7回：令和4年2月4日
小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）	第6回：令和4年3月9日
ものづくり商業・サービス・生産性向上促進補助金	9次：令和4年2月8日
事業再構築補助金（申請受付開始：2月中旬） ※次回（第6回）公募からは、通常枠の上限が下がるほか、「建物費」は、新築に一定の制限が設けられ、原則として改修の場合のみになる予定ですので、ご注意ください。	第5回：令和4年3月24日
岩手県地域企業経営支援金（岩手県飲食店新型コロナウイルス感染症対策認証取得事業者支援事業）	令和4年3月31日
八幡平市「いわて飲食店安心認証店」応援事業費補助金	令和4年2月28日

※各種補助金、支援金については、早めのご相談をお願いいたします。

岩手県特定(産業別)最低賃金が改正されました！

岩手県特定（産業別）最低賃金が、令和3年12月29日（水）に改正されました。

■ 次の産業で働く労働者に適用されます。

「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」（878円）

「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」（856円）

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」（847円）

「自動車小売業」（879円）

注：岩手県各種商品小売業最低賃金は、平成28年12月11日に767円に、岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金は、平成30年12月28日に800円改正されて以来、据置きとなっています。現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金821円が適用されます。

■令和3年12月29日（水）以降は、該当する業種の最低賃金以上の賃金を支払う必要があります。

※ 岩手県最低賃金は、令和3年10月2日から時間額821円に改正されています。

■詳細は、岩手労働局ホームページ又は岩手労働局労働基準部賃金室へお問い合わせください。（TEL：019-604-3008）

中小企業景況調査結果について

中小企業景況調査は、全国商工会地域8,000社（うち本県は150社）を対象に3か月に1度（4半期に1回）実施している調査です。この調査結果は、自社の販売計画策定として、あるいは、取引業種の売上動向を知る目安としてご活用していただいているほか、国・県等の商工施策に反映しようとするものです。

本会では、岩手県分を取りまとめた「岩手県版」をその都度公表しております。対象は、八幡平市を含む県下10か所となります。

今回、関係者はじめ商工業関係に携わる方々に広くご活用いただくため、「岩手県版」をWEBで閲覧できますので、是非、広くご活用していただきたいと思います。

令和3年7月～9月期実績（PDFファイル：865KB）

https://www.shokokai.com/cms/media/page/0030_0_2021-7-9.pdf

令和3年4月～6月期実績（PDFファイル：2.37MB）

https://www.shokokai.com/cms/media/page/0030_0_2021-4-6.pdf

その他、過去のデータはこちらから <https://www.shokokai.com/?p=keikyo>

調査要項

1. 調査対象 (1) 対象地区 県内10商工会地区 八幡平市、葛巻町、矢巾町、平泉、住田町
(商工会名) 大槌、岩泉、野田村、洋野町、一戸町
- (2) 対象企業数 150 企業
- (3) 回答企業数 150 企業
2. 調査対象期間 令和3年7月～9月を対象とし、調査時点は令和3年9月1日としました。
3. 調査方法 (1) 商工会の経営指導員が訪問面接し、聞き取りにより行いました。
(2) 調査対象地区の設定は、商工会地区市町村人口規模別の実態を勘案して行い、調査対象事業の抽出は、業種規模等有意選出により行いました。

4. 対象企業等内訳

業種	項目	対象企業数	回答企業数	回答率(%)
製造業(地域産業)		28 (18.7)	28 (18.7)	100.0
建設業		20 (13.3)	20 (13.3)	100.0
小売業		41 (27.3)	41 (27.3)	100.0
サービス業		61 (40.7)	61 (40.7)	100.0
		150 (100.0)	150 (100.0)	100.0

(注) カッコ内の数字は、構成比(%)を表す。

5. その他 本報告書中のD・Iとは、ディフュージョン・インデックス(景気動向指数)の略で、各調査項目についての増加(上昇、好転、長期化)企業割合と減少(低下、悪化、短期化)企業割合の差を示すものであります。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です。

小規模共済 検索






2021.6

コロナの影響で売上げが減少している皆様へ

～事業復活支援金のご案内～

国では、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中・小企業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

事業復活支援金の申請にあたり、登録確認機関による事前確認が必要となり、その後WEBページから申請いただけるようになります。登録確認機関については、商工会のほか、税理士、金融機関等の支援機関（事務局HPで確認のこと）となります。

商工会では、会員事業所を対象に次のとおり事前確認を実施します。

<申請までの流れ>

1 事業復活支援金のWEBページにてアカウント登録

登録時に表示される申請IDが必要となります。

一時支援金又は月次支援金の既受給者は事前確認を省略できます。

2 申請関係書類を準備し、来訪日時を予約する。

本所：76-2040、安代支所：63-1001

予約無くお越しいただいた場合は、日を改めていただきます。

3 指定した日時に書類を揃え商工会に来会。

4 商工会で事前確認（30分程度）を行い、事前確認通知番号を発行する。

5 番号発行後、マイページから申請する。

オンラインでの申請が困難な方向けに申請サポート会場をご利用ください。

■必要書類

確定申告書、対象月の売上台帳等、履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）、通帳（振込先が確認できるページ）、宣誓・同意書、基準月の売上台帳等

事業復活支援金事務局HP <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

お問合せ先 事業復活支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】TEL：0120-789-140

（IP電話から：03-6834-7593 ※通話料がかかります）

いずれの相談窓口も受付時間は8時30分～19時（土日、祝日を含む全日対応）

～ 詳細については、HPをご確認ください ～